

関係者各位

2026年2月14日

該 非 判 定 書

株式会社アートレイ
代表取締役 小森 活美
東京都杉並区高円寺北1-17-5
上野ビル4F
TEL:03-3389-5488

下記製品について、外国為替令別表の第1項から第15項における
判定結果をご連絡いたします。

記

技術名	試料観測装置用ソフトウェア
型番	TGDSCViewer
外国為替令 別表 判定項番	10の項-(1) 非該当
判定資料	項目別対比表 添付

■本判定書は、最新(令和8年2月14日施行)の改正政省令に基づいて発行されております。

以上

外国為替令 別表 項目別対比表（該非判定用）

技術内容：	試料観測装置用ソフトウェア
	TGDSCViewer
	すべてのバージョン

2026.02.14施行省令等対応 (1/1)				
10ー(1) 輸出貿易管理令別表第1の10の項の中欄に掲げる 貨物の設計又は製造に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの		判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第22条 [第1項] 外為令別表の10の項(1)の経済産業省令で定める 技術は、次のいずれかに該当するものとする。		該 当 ○ 非該当 × 対象外 ー		
一 第9条に該当するものの設計に必要な技術 (プログラムを除く。)		【 × 】	付表技術	(省令第9条第 号)
二 第9条第一号イ(二)、(六)若しくはロ(三)、 第三号イ、ロ若しくはホ、第四号、第五号イ、 第八号イ(一)1、(二)1若しくは(三)、 第九号ハ若しくはニ、第十一号イ、ロ、ヲ若しくはワ、 第十一号の二イ又は第十三号ニ、チ若しくはルに該当する ものの製造に必要な技術(プログラムを除く。)		【 × 】	付表技術	(省令第9条第 号)
三 第9条に該当するもの (前号に該当するものを除く。)の製造に必要な技術 (プログラムを除く。)		【 × 】 《 》]	除外	(省令第9条第 号)
四 第9条第九号ハ若しくはニ 又は第十三号ニ、チ若しくはルに該当するものを設計し、 若しくは製造するために設計したプログラム 又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラム を除く。)		【 × 】	付表技術	(省令第9条第 号)
五 第9条第九号から第十号の二まで又は第十三号に該当す るもの(前号に該当するものを除く。)を設計し、 又は製造するために設計したプログラム		【 × 】		(省令第9条第 号)
六 前号のプログラムの設計に必要な技術 (プログラムを除く。)		【 × 】	付表技術	(省令第9条第 号)
七 第9条第三号ニ(一)2又はホ(二)に該当する フォーカルプレーンアレーを組み込んだカメラのために 設計又は改造したプログラムであつて、当該カメラの フレーム速度の制限を取り外し、かつ、 最大フレーム速度が 9ヘルツを超えるように設計又は改造したもの		【 × 】		数値 ()
		判定結果	非該当	
作成責任者： 作成年月日：2026年2月14日		該当項番 ① 外為令別表の項番 [] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [] []		
会 社 名 株式会社アートレイ 所属・役職 技術部				

作成責任者：	作成年月日：2026年2月14日
会 社 名 株式会社アートレイ	
所属・役職 技術部	
(フリガナ) カガリョウ	
氏 名 小川 亮	印
電 話 03 (3389)5488 (代表)	

